

補助金交付制度の申請に係る必要書類

必要な書類	備考
(1) 登記事項証明書	発行日から3か月以内のものを添付してください。
(2) 納税証明書	市税の滞納がないことを証明するものを添付してください。
(3) 同意書	個人で建築物等を所有する場合は、同意書は必要ありません。 提出する際は、所有者全員の同意書を添付してください。
(4) 確認済書又は検査済書	確認済書等がない場合は、個別で判断しますのでご相談ください。
(5) 付近見取図	方位を記載してください。
(6) 配置図	敷地境界線と建築物又は工作物の距離及び道路幅員を記載してください。
(7) 面積表	外壁、屋根部の表面積を記載してください。 主要構造部（柱、床等）の修繕の場合は必要ありません。
(8) 平面図	寸法、縮尺及び対象事業を行おうとする部分を記載してください。登録文化財申請時に提出した図面でもかまいません。
(9) 立面図又は断面図	
(10) 現況写真	外観、対象事業を行おうとする部分を記載してください。
(11) 見積書の写し	対象事業に係る経費がわかるものを添付してください。